

Press Release

沖縄労働局発表

平成30年7月31日

【照会先】

沖縄労働局労働基準部健康安全課

課 長 長濱 直次

労働衛生専門官 比嘉 電話:098(868)4402

平成29年

県内職場における定期健康診断結果について

~有所見率()は前年よりわずかに改善したものの

7年連続 全国ワースト1 (有所見率64.7%)~

沖縄労働局(局長 安達隆文)は、平成29年に事業場から提出された定期健康診断実施報告に基づき、定期健康診断実施結果の状況を取りまとめました。

その結果、県内労働者の有所見率は7年連続で全国ワースト1であることが判明しました。

「有所見率」とは、健康診断の項目に異常の所見がある方の割合をいう。

(今回の発表内容は、県内5か所の労働基準監督署に報告のあった1,020事業場(受診者数110,407人)において実施された定期健康診断結果報告に基づくものです。)

1 結果のポイント

(1) 所見率は7年連続で全国最下位

有所見率は64.7%で全国最下位。県内労働者の64.7%が有所見者という状況であり、 前年値とほとんど変化はなかった。平成23年(65.0%)から<u>7年連続最下位</u>となってい る。

全国平均値との格差は、わずかに改善(11.2ポイントから10.6ポイント、 0.6ポイント改善)した。 (資料 参照)

(2) 健診項目別の有所見率

血中脂質検査が39.8%(全国平均32.0%)で最も高い。次に肝機能検査22.1%(全国平均15.2%)、血圧検査21.1%(全国平均15.7%)の順となっている。

この傾向は全国平均値とほぼ同じだが、県内値は全国平均値より約6~7ポイント悪い。

	2 8 年値	2 9 年値
血中脂質	39.2	39.8
肝機能	21.9	22.1
血圧検査	21.1	21.1
以上のも	とおり。	

(資料 、 参照)

(3) 業種別の有所見率

県内の業種的特徴は、「運輸交通業(72.6%)」、「製造業(72.1%)」、「建設業(68.6%)」が県平均値より悪い業種となっている。なお、全国平均値は「運輸交通業(60.6%)」、「製造業(52.6%)」、「建設業(62.5%)」である。

(資料 、参照)

(4) 県内各労働基準監督署管轄区域の有所見率

地域特徴として、本島中部地区及び八重山地区が県平均値より悪い地域となっている。 宮古地区では3.3ポイント、本島南部では0.7ポイント改善した。

(表)

那覇労基署 管内	沖縄労基署 管内	名護労基署 管内	宮古労基署 管内	八重山労基署 管内	県平均
(本島南部)	(本島中部)	(本島北部)	(宮古地区)	(八重山地区)	
63.4	66.9	63.9	62.9	72.7	64.7(29年)
64.1	66.5	63.3	66.2	68.7	65.0 (28年)

2 沖縄労働局の取組

労働局の取組

本年度から5か年の計画期間で始動した「**沖縄労働局第13次労働災害防止計画**」(副題:「安全・健康に働くことができる県民職場の実現」)に向けて、定期健康診断結果の有所見率の改善(全国平均との差を7ポイント以内にする。)を、労働者の健康確保対策目標の一つとして掲げ、以下の対策を推進しています。

(1) 定期健康診断について

- 定期健康診断の実施の指導を徹底。
- ・ 定期健康診断実施後の措置について、有所見者に関しては、医師からの意見聴取 を行うことの指導を徹底。
- ・ 定期健康診断の結果を労働者に通知することを徹底。
- ・ 事業場の有所見者に対する医師又は保健師による保健指導を行うことは、事業者 の努力義務であることを周知する。
- (2) 社員の健康増進に取り組む企業「健康経営()宣言企業」を沖縄労働局ホームページで公表する「ひやみかち健康経営宣言登録事業」の周知・参加勧奨を行い、県内での健康経営運動の気運を高めます。

「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の商標登録です。

(3) 沖縄県が主催する「健康長寿おきなわ復活県民会議」等とも連携し、健康経営の実践企業の増加そして有所見率の改善に努めます。

3.参考情報

独立行政法人労働者健康安全機構では、保健指導や健康管理に関する相談、健康教育など職場における健康づくりについて、各事業場のニーズに応じた支援を無料で行っています。

(1)各地域産業保健センター

労働者数50人未満の事業場を対象に以下の支援を無料で行っています。県内5か所(那覇、中部、北部、宮古、八重山)に設置しています。詳細はHPをご覧ください。

(支援メニュー)

健康診断結果に基づく医師の意見聴取 労働者の健康管理に関する相談 脳・心臓疾患のリスクが高い労働者に対する保健指導 長時間労働者に対する面接指導 など

(2)沖縄産業保健総合支援センター(那覇市小禄)

会社の産業医、衛生管理者、保健師の方を対象にした専門的な相談対応、研修や助成金支給などを行っています。詳細はホームページをご覧ください。

定期健康診断の意義

本格的な少子高齢化を迎える中、労働者がいつまでも健康で、その能力を十分に発揮できるということは、労働者にとっても大変重要なことです。

労働者の健康を確保し、ひいては、身体機能低下がもたらす労働災害の防止を図ることは大切です。 労働安全衛生法では、事業者に労働者の定期健康診断を義務付けています。社会的に関心の高い、い わゆる過労死等の脳・心臓疾患の発生防止の徹底を図るには、血中脂質検査、血圧測定、血糖検査等 の主な項目における有所見となった状態の改善が必要である。

また、職業性疾病としての熱中症等の予防においても、有所見の改善が重要である()。 健康診断の項目には、糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等の熱中症の発症に影響を与えるおそれの ある疾患と密接に関係した血糖検査、尿検査、血圧測定、既往歴の調査等が含まれている。

1. 定期健康診断の実施について

労働安全衛生法(昭和47年6月8日 法律第57号)

第66条(健康診断)

第1項

事業者は、労働者に対し、厚生労働省令定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

労働安全衛生規則(昭和47年9月30日 労働省令第32号)

第44条(定期健康診断)

第1項

事業者は、常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期に、次の項目 (省略)について医師による健康診断を行わなければならない。

2 . 定期健康診断結果報告について

労働安全衛生法(報告等)

第100条

第1項

厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため に必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、 機会等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は 出頭を求めることができる。

労働安全衛生規則

第52条(健康診断結果報告)

常時50人以上の労働者を使用する事業者は、第44条、第45条、又は第48条の健康診断を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書(様式第6号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

[添付資料]

職場における定期健康診断有所見率の推移(平成21年~平成29年)

職場における定期健康診断有所見率(平成29年 健診項目別)

職場における定期健康診断有所見率の推移(健診項目別)

職場における定期健康診断有所見率の推移(業種別)(平成21年~平成29年)

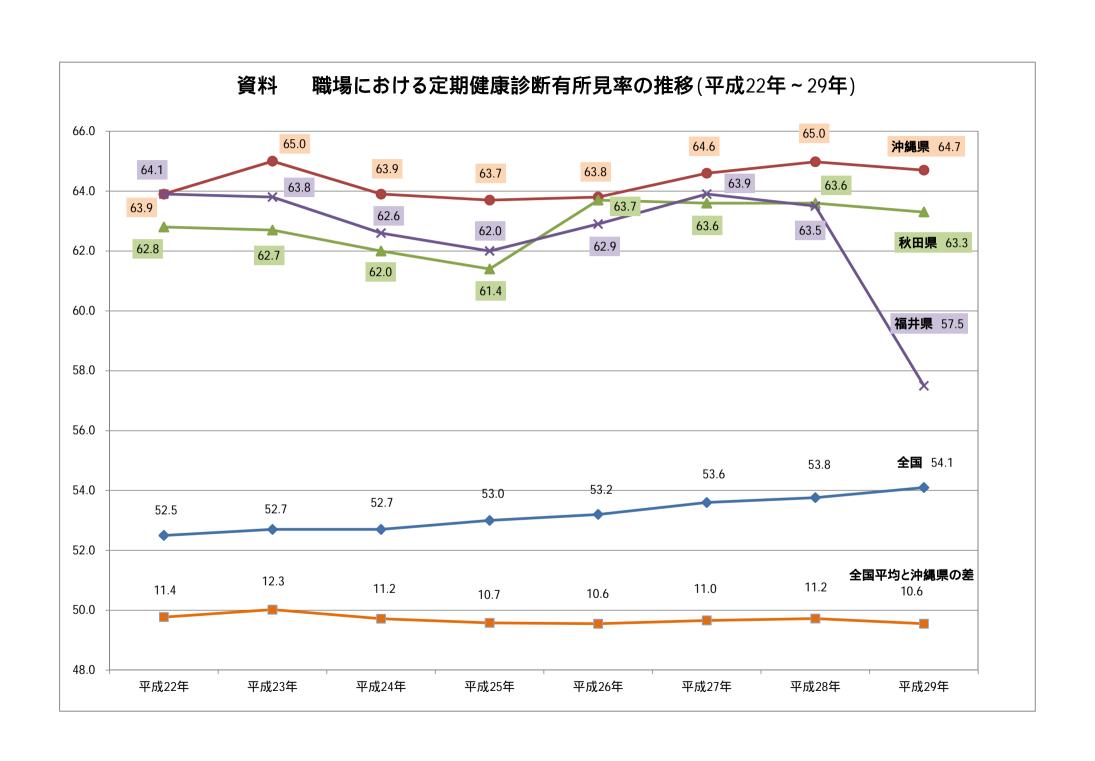
業種別健診項目(生活習慣病関連)有所見率(県内)

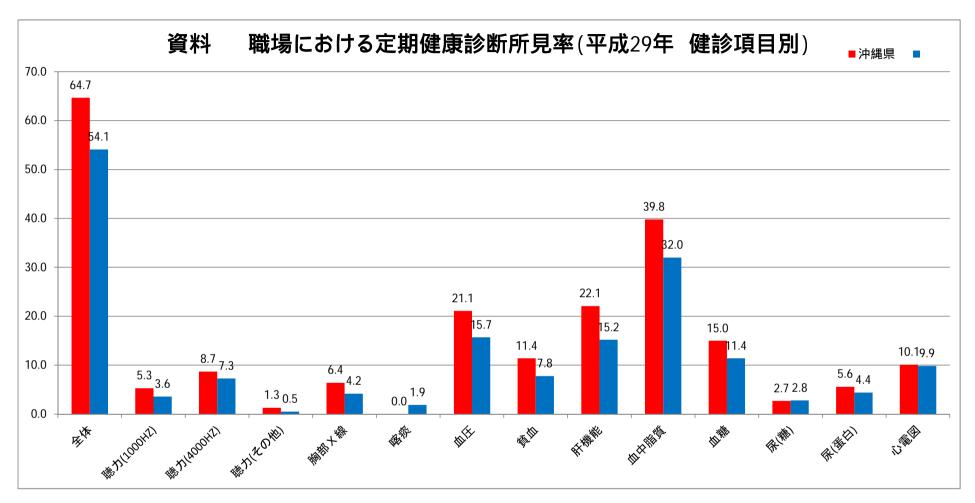
平成29年定期健康診断実施結果(都道府県別)





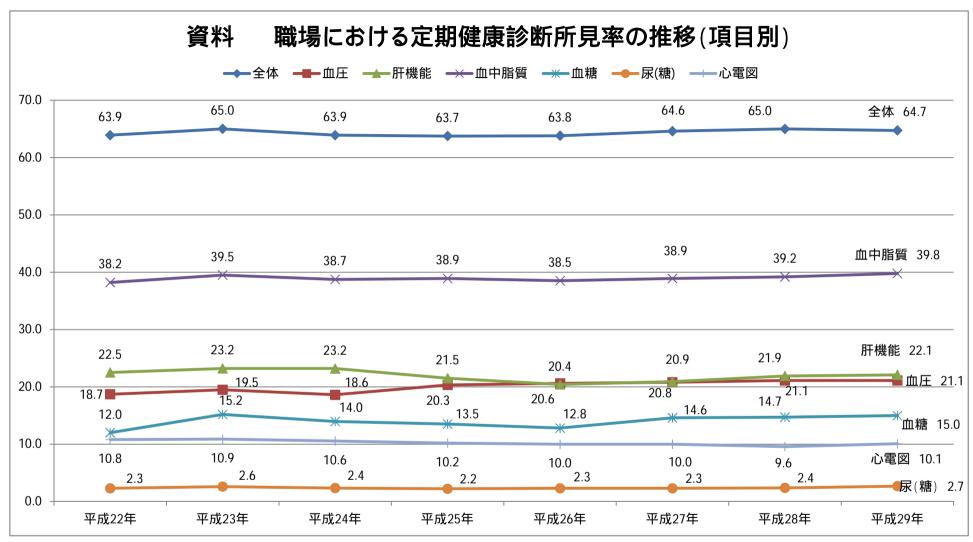
安全・健康に働くことができる県民職場の実現



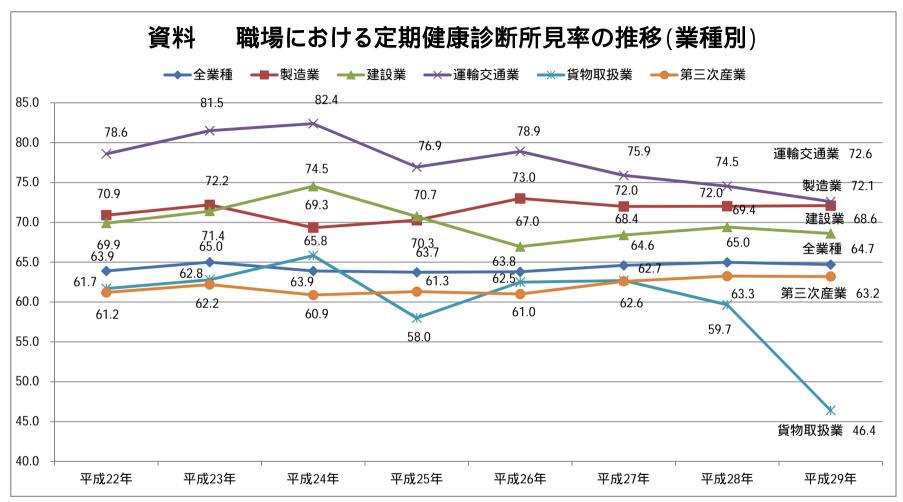


							全体	聴力(1000HZ)	聴力(4000HZ)	聴力(その他)	胸部X線	喀痰	血圧	貧血	肝機能	血中脂質	血糖	尿(糖)	尿(蛋白)	心電図
沖			縄			県	64.7	5.3	8.7	1.3	6.4	0.0	21.1	11.4	22.1	39.8	15.0	2.7	5.6	10.1
全						国	54.1	3.6	7.3	0.5	4.2	1.9	15.7	7.8	15.2	32.0	11.4	2.8	4.4	9.9
全	玉	平	均	٢	の	差	10.6	1.7	1.4	0.8	2.2	-1.9	5.4	3.6	6.9	7.8	3.6	-0.1	1.2	0.2

資料出所 事業場から報告された定期健康診断結果の集計



資料出所:事業場から報告された定期健康診断結果の集計 平成20年4月1日から特定健診(メタボ健診)義務化



資料出所:事業場から報告された定期健康診断結果の集計 平成20年4月1日から特定健診(メタボ健診)義務化

								所見のあっ				った メ			
	業		種		健診実施事	業場数	受診者数	人数	有所見率	内(血圧)	内(肝機能)	内(血中脂質)	内(血糖)		
01	製	-		業				/\	нижт	r3 (m/L)	能)	13(皿小加具)	P3 (IIII/MA)		
	1食		製	造	45	(9)	4,778	3,366	70.45	28.84	21.75	45.24	16.64		
	2 繊	維	I	業	0	(0)	0	0,000	0.00	0.00	0.00	0.00			
1	3 衣	服		維	0	(0)	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00			
	· K	材	木	製	0	(0)	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00			
1	· 小 5 家		装	備	0	(0)	0	0	0.00	0.00	0.00				
	6パ	ル	プ	等	4	(0)	270	205	75.93	32.96	28.52	47.78			
	7 印	刷	<u></u> 製	本	2	(1)	230	178	77.39	36.09	30.00	47.70	19.57		
1	8化	学	I	業	6	(3)	327	222	67.89	19.57	28.85	37.05	15.41		
	9窯	業	<u>_</u>	石	7	(2)	438	333	76.03	33.79	34.48		27.34		
	0 鉄			業	1	(0)	108	82	75.93	18.52	23.15				
1	1 非	鉄		黒	1	(0)	155	148	95.48	30.97	25.16				
	」 1	属	金製	品	7										
1		般	機	器		(1)	395	241	61.01	22.53	23.04				
	3 —				0	(0)	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00			
	4 電	気	機	器	2	(0)	74	50	67.57	22.97	22.97	27.03			
	5 輸 6 雷	送	<u>機</u> ガ	械	1	(0)	7	5	71.43	14.29	14.29	0.00			
		気の		ス	13	(7)	1,680	1,139	67.80	19.88	28.28	33.31	25.64		
1	7 他	<u>の</u>	製	造	14	(2)	1,356	1,111	81.93	36.58	27.79				
	小 小	ā	it	गार	103	(25)	9,818	7,080	72.11	28.18	25.10	43.65	18.75		
02	鉱	-	^-	業		(2)									
1	1石	炭	鉱	業	0	(0)	0	0	0.00	44.83	68.97	86.21	31.03		
1	2 土	石	採	取	0	(0)	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00			
0	3 他	の	鉱	業	1	(0)	29	29	100.00	0.00	0.00	0.00			
	小		<u> </u>		1	(0)	29	29	100.00	44.83	68.97	86.21	31.03		
03	建	-	设	業											
	1 ±	木	I	事	2	(0)	201	98	48.76	21.89	35.32	24.88			
	2 建	築	<u> </u>	事	16	(4)	1,578	1,163	73.70	30.48	29.32	43.51	13.52		
0	3 他	の	建	設	12	(3)	987	637	64.54	20.26	27.87	39.82	14.14		
	小		<u>:</u>		30	(7)	2,766	1,898	68.62	26.21	29.24	40.84	14.00		
04	運	輸	交	通											
	1 鉄		道 	等	4	(1)	546	236	43.22	10.62	10.07	15.20	9.71		
_	2 道	路	旅	客	75	(54)	5,446	4,596	84.39	48.80	32.78	53.86	30.64		
	3 道	路	貨	物	26	(9)	2,446	1,602	65.49	24.89	27.84	46.49			
0	4 他	の	運	輸	1	(1)	1,117	500	44.76	9.31	11.37	20.68	3.58		
	小		i†		106	(65)	9,555	6,934	72.57	35.89	27.55	45.60	23.73		
05	貨	物	取	扱											
_	1 陸	上	貨	物	5	(1)	1,051	390	37.11	10.10					
0	2 港	湾	運	送	4	(0)	236	207	87.71	27.97	34.32				
	小		<u>†</u>		9	(1)	1,287	597	46.39	13.37	13.68				
		~ 5号			249	(98)	23,455	16,538	70.51	30.30	26.00				
06	農		林	業	1	(0)	74	70	94.59	56.76	50.00				
07	畜	産	水	産	1	(0)	71	57	80.28	29.58	22.54				
08	商			業	256	(109)	20,574	13,273	64.51	20.90	21.62				
09	金	融	広	告	48	(4)	6,619	4,071	61.50	15.40	19.96				
10	映	画	演	劇	1	(0)	10	2	20.00	20.00	10.00				
11	通		信	業	19	(3)	2,506	1,323	52.79	14.64	20.72				
12	教	育	研	究	24	(3)	2,880	1,696	58.89	18.54	22.74	35.40	14.13		
13	保	健	衛	生	180	(100)	27,536	16,340	59.34	16.26	16.70	34.26	10.17		
14	接	客	娯	楽	84	(27)	6,056	3,833	63.29	20.64	19.30	37.36	13.29		
15	清	掃	٢	畜	30	(8)	3,053	2,370	77.63	29.18	21.95	50.52	17.52		
16	官		公	署	3	(0)	273	201	73.63	13.19	25.64	31.14	13.55		
17	他	の	事	業	124	(19)	17,300	11,678	67.50	18.77	27.37	42.54	16.95		
		1 7 등		-	771	(273)	86,952	54,914	63.15	18.62	20.96	38.87	13.67		
	合		計		1,020	(371)	110,407	71,452	64.72	21.10	22.06	39.77	14.98		

(注)()内の数字は年二回以上報告した事業場数で内数である。

資料 平成29年定期健康診断実施結果 (都道府県別 ワースト順位)

ワースト	- ∀₽	学 应 归	/7++±∧ r→+=	₽ ₩16 ₩	교소 ***	所見のあった者			
順位	都	道府県	健診実施	事業場数	受診者数	人数	有所見率(%)		
1	沖	縄	1,020	(371)	110,407	71,452	64.7		
2	秋	田	894	(386)	85,543	54,116	63.3		
3	青	森	1,230	(538)	125,324	77,933	62.2		
4	高	知	497	(189)	49,642	30,519	61.5		
5	長	崎	1,136	(470)	116,513	70,544	60.5		
6	岩	手	1,348	(582)	128,360	76,852	59.9		
7	Щ	形	1,173	(427)	122,228	72,198	59.1		
8	北	海道	4,550	(1,286)	444,919	260,198	58.5		
9	福	井	954	(474)	87,214	50,105	57.5		
1 0	宮	城	2,369	(763)	243,660	139,832	57.4		
1 1	徳	島	632	(232)	67,075	38,468	57.4		
1 2	和	歌 山	705	(243)	71,628	41,027	57.3		
1 3	富	Щ	1,391	(497)	143,887	82,322	57.2		
1 4	山	梨	834	(260)	79,740	45,354	56.9		
1 5	熊	<u></u>	1,429	(581)	151,201	85,970	56.9		
1 6	栃	木	1,885	(578)	212,202	120,504	56.8		
1 7	埼	<u> </u>	5,069	(1,500)	540,249	305,397	56.5		
1 8	奈	良	937	(324)	91,637	51,596	56.3		
1 9	京	都	2,453	(863)	263,961	146,892	55.6		
2 0	佐	賀	884	(328)	91,437	50,804	55.6		
2 1	福	島	1,859	(714)	190,664	105,877	55.5		
2 2	群	馬	1,800	(603)	194,838	108,169	55.5		
2 3	茨	城	2,421	(818)	278,744	153,778	55.2		
2 4	神	奈 川	6,941	(2,184)	837,080	460,272	55.0		
2 5	島島_	根根	610	(250)	61,502	33,729	54.8		
2 6	長	野	1,924	(661)	180,327	98,494	54.6		
2 7		島	2,717	(1,172)	282,381	154,149	54.6		
2 8		<u> </u>	940	(362)	93,648	50,594	54.0		
2 9	宮	<u>崎</u>	946	(304)	92,213	49,708	53.9		
3 0	静	岡	4,059	(1,354)	453,093	244,197	53.9		
3 1	大	分	908	(363)	104,560	56,127	53.7		
3 2	福	岡	4,568	(1,672)	508,022	272,494	53.6		
3 3	鹿		1,350	(445)	140,854	75,454	53.6		
3 4	新	温	2,579	(1,052)	260,652	139,622	53.6		
3 5	兵	庫	5,133	(1,892)	551,334	293,200	53.2		
3 6	岡	Щ	2,084	(896)	209,345	111,123	53.1		
3 7	大	<u>阪</u>	9,234	(2,554)	1,051,893	554,427	52.7		
3 8	岐	<u>阜</u>	2,129	(715)	206,228	108,059	52.4		
3 9	東	<u>京</u>	16,048	(3,517)	2,330,649	1,216,987	52.2		
4 0	<u>山</u>		1,276	(540)	151,027	78,813	52.2		
4 1	愛	媛	1,305	(442)	129,121	67,246	52.1		
4 2	<u>石</u>	<u>川</u>	1,194	(434)	116,666	60,289	51.7		
4 3	千	葉	4,083	(1,305)	435,924	223,187	51.2		
4 4	鳥	取	596	(245)	53,776	27,434	51.0		
4 5	滋	<u>賀</u>	1,407	(536)	160,317	81,662	50.9		
4 6	愛	<u>知</u>	8,497	(2,804)	1,089,979	554,273	50.9		
4 7		重	1,728	(773)	205,792	102,498	49.8		
	合	計	119,726	(39,499)	13,597,456	7,353,945	54.1		

資料:定期健康診断結果調

(注) 1 「健康診断実施事業場数」欄は健診実施延事業場数である。 2 ()内は年2回以上健診を実施した事業場数で内数である。